

生	00	01	3年
(令和9年3月末まで保存)			
(令和9年3月末まで有効)			

生保第321号
令和6年3月4日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行について

不正競争防止法等の一部を改正する法律（令和5年法律第51号）が令和5年6月14日に公布され、改正後の不正競争防止法（平成5年法律第47号。以下「改正法」という。）が、令和6年4月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上並びに国内外における事業者間の公正な競争を確保を図るため、他人の商品の形態の模倣となる対象行為の拡充及び罰則規定の整理等の措置を講ずるもの。

2 改正の概要

(1) デジタル空間における形態模倣行為の防止

現行法第2条第3号では、有体物の商品を想定し、他人の商品形態を模倣した商品の提供行為（形態模倣行為）が規制されていたが、近年、現行法では想定されていなかったデジタル上の精巧な衣服や小物等の商品の経済取引が活発化している。このため、有体物に加えて、デジタル空間上の商品の形態模倣行為（電気通信回線を通じて提供する行為）も規制対象とされた（改正法第2条第3項）。

(2) 罰則規定の整理

現行法第21条の罰則規定について、他法の例にならい、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正が行われた（改正法第21条）。

3 添付資料

資料1 官報の写し

資料2 新旧対照表条文

資料3 改正概要

担当：生活保安課指導係